

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 親会社が孫会社に経営支援をした場合のグループ法人税制の適用について

#### 《内容》

顧問先のA社は、持株割合100%の完全支配関係で連鎖する子会社B社および孫会社C社を有しています。

今期、経営支援の目的でA社がC社従業員の夏季賞与500万円を負担しました。

この場合、A社のC社に対する経営支援についてはグループ法人税制が適用されると思われませんが、そのときのA、B、C各社の会計上、税務上の処理はどのようになるのですか。

### 『答』

A社においては、申告調整により寄附金500万円の損金不算入を行います。B社は、親会社A社の孫会社C社に対する従業員の夏季賞与の負担には何ら関与していませんが、完全支配関係がある子法人の株式等について寄附修正事由が生じた場合には、そのC社株式等のいわゆる簿価修正をする必要があります。孫会社C社は、従業員賞与と受贈益との両建経理の有無を問わず、受贈益の益金不算入の処理をすることになります。

### (解説)

- 1 平成23年度の税制改正により、法人税にいわゆるグループ法人税制が導入されました。そのグループ法人税制のひとつが、完全支配関係がある法人間で資産の贈与または経済的利益の無償供与（以下「贈与等」）があった場合の処理です。すなわち、その贈与等を受けた法人に生じる受贈益は益金不算入とし、贈与等を行った法人に生じる寄附金は損金不算入とする取扱いです（法法25の2、37②）。
- 2 ご質問についてみますと、親会社A社と孫会社C社との間には、法人による完全支配関係が成立していますから、上記グループ法人税制の適用があります。

A社は、C社従業員の夏季賞与500万円を負担し、その会計上の経理処理について、グループ法人を一体と考え、自社従業員の賞与と一緒に仮に、次のように行ったとします。

従業員賞与500万円／現金預金500万円

これに対して、税務上は、従業員賞与ではなく寄附金として処理すべきですから、申告調整により寄附金500万円の損金不算入を行います。

寄附金500万円／従業員賞与500万円

- 3 また、A社における修正経理がないからといって、C社に生じる受贈益について益金不算入の適用がなくなるということにはなりません。寄附金の損金不算入、受贈益の益金不算入は、法人の行う経理処理まで規制しているわけではないからです。
- 4 次に子会社B社は、親会社A社の孫会社C社に対する従業員の夏季賞与の負担には何ら関与していませんが、何か処理をする必要があるかどうかということになりますが、法人が有する完全支配関係がある子法人の株式等について寄附修正事由が生じた場合には、その子法人株式等のいわゆる簿価修正をする必要があります。この場合の「寄附修正事由」とは、その子法人が他の法人から上述した益金不算入の適用がある受贈益を受け、または子法人が損金不算入の適用がある寄附金を支出したことをいいます（法令9①七，119の3⑥，119の4①）。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。